

計量法関係手数料(平成24年4月1日から)

区分	分類	種類(1)	種類(2)	能力	手数料額(円)
一 検定	イ タクシーメーター	タクシーメーター頭部検査			550
一 検定	ロ 質量計	非自動はかり	電気式または光電式で、ひょう量1t以下のもの	ひょう量が30kg以下のもの	1,050
				ひょう量30kg以下(目量が1/10,000以下)	2,100
				ひょう量が100kg以下のもの	1,250
				ひょう量100kg以下(目量が1/10,000以下)	2,500
				ひょう量が250kg以下のもの	1,650
				ひょう量250kg以下(目量が1/10,000以下)	3,300
				ひょう量が500kg以下のもの	2,050
				ひょう量500kg以下(目量が1/10,000以下)	4,100
				ひょう量が500kgを超え、1t以下のもの	2,350
				直線目盛	ひょう量が10kg以下のもの
			ひょう量が10kgを超えるもの	190	
			機械式または1tを超える電気式	ひょう量が5kg以下のもの	170
				ひょう量が20kg以下のもの	190
				ひょう量が50kg以下のもの	250
				ひょう量が100kg以下のもの	340
				ひょう量が250kg以下のもの	520
				ひょう量が500kg以下のもの	900
				ひょう量が1t以下のもの	1,550
				ひょう量が2t以下のもの	2,450
				ひょう量が5t以下のもの	6,150
		ひょう量が10t以下のもの		7,750	
		ひょう量が20t以下のもの	11,400		
		ひょう量が30t以下のもの	14,150		
		ひょう量が40t以下のもの	18,900		
		ひょう量が50t以下のもの	21,300		
		ひょう量が50tを超えるもの	37,800		
		分銅	表す質量が200g以下のもの	20	
			表す質量が200gを超えるもの	230	
			質量が5kg以下	20	
		定量おもり又は定量増おもり	質量が20kg以下	100	
			質量が20kg超	300	
		一 検定	ハ 温度計	ガラス製温度計	計ることができる温度が-5℃以上105℃以下のもの
計ることができる温度が-5℃以上200℃以下のもの	130				
計ることができる温度が-30℃以上105℃以下のもの	160				
計ることができる温度が-30℃以上200℃以下のもの	210				
ガラス製体温計	10				
抵抗体温計	100				

計量法関係手数料(平成24年4月1日から)

区分	分類	種類(1)	種類(2)	能力	手数料額(円)	
一 検定	二 皮革面積計				2,750	
一 検定	ホ 体積計	水道メーター	口径25mm以下のもの	90		
			口径40mm以下のもの	190		
			口径100mm以下のもの	1,390		
			口径100mmを超えるもの	1,910		
		温水メーター		230		
		燃料油メーター	使用最大量が1リットル/分以下のもの	680		
			表示機構の最大指示料量50リットル/分以下	1,860		
			自動車給油メーター、小型車載燃料油メーター	2,440		
			上記以外のもの	3,950		
		液化石油ガスメーター		7,440		
		ガスメーター	使用最大流量が16m <sup>3</sup> /時以下のもの	110		
			使用最大流量が65m <sup>3</sup> /時以下のもの	250		
			使用最大流量が160m <sup>3</sup> /時以下のもの	680		
			使用最大流量が400m <sup>3</sup> /時以下のもの	1,110		
			使用最大流量が1,000m <sup>3</sup> /時以下のもの	2,670		
			使用最大流量が1,000m <sup>3</sup> /時を超えるもの	6,390		
		量器用尺付タンク	全量2,000リットル以下のもの	2,610		
			全量2,000リットルを超えるもの	4,880		
		一 検定	ヘ 密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう又は耐圧密度浮ひょう以外で650kg/m <sup>3</sup> 未満の目盛標識があるもの		1,260
				上記以外のもの		90
一 検定	ト アネロイド型圧力計	アネロイド型圧力計	最大圧力が50MPa以下のもの	110		
			最大圧力が100MPa以下のもの	590		
			最大圧力が100MPaを超えるもの	1,230		
		アネロイド型血圧計		190		
一 検定	チ 熱量計	積算熱量計		1,250		
一 検定	リ 濃度計	酒精度浮ひょう		90		
一 検定	ヌ 浮ひょう型比重計	0.65未満の比重を表す目盛標識があるもの		1,200		
		上記以外のもの		90		
二 装置検査	タクシーメーター			700		
三 特殊容器	特殊容器の指定、製造者の指定			162,600		
四 定期検査	イ 質量計	非自動はかり	電気式・光電式	ひょう量100kg以下のもの	1,400	
			電気式	ひょう量100kg以下(目量が1/10,000以下)	2,800	
				ひょう量250kg以下のもの	1,800	
			電気式・光電式 (1t以下のもの)	ひょう量500kg以下のもの	2,200	
				ひょう量1t以下のもの	3,100	
				棒はかり又ははばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	250	

計量法関係手数料(平成24年4月1日から)

区分	分類	種類(1)	種類(2)	能力	手数料額(円)	
四 定期検査	イ 質量計	非自動はかり	機械式 (1t以下のもの)	ひょう量100kg以下のもの	500	
				ひょう量250kg以下のもの	900	
				ひょう量500kg以下のもの	1,500	
				ひょう量1t以下のもの	2,100	
			電気式・機械式 (1tを超えるもの)	ひょう量2t以下のもの	3,700	
				ひょう量5t以下のもの	6,900	
				ひょう量10t以下のもの	10,700	
				ひょう量20t以下のもの	15,000	
				ひょう量30t以下のもの	19,100	
				ひょう量40t以下のもの	21,600	
				ひょう量50t以下のもの	29,800	
				ひょう量50tを超えるもの	51,200	
			分銅又は定量おもりもしくは定量増おもり			
四 定期検査	ロ 皮革面積計				2,500	
五 指定製造事業者					426,300	
六 基準器検査	イ 長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器			15,160	
六 基準器検査	ロ 質量基準器	基準手動天びん		ひょう量2t以下、感量がひょう量の1/4,000以上	4,900	
		基準台手動はかり (最小の目量又は感量が ひょう量の1/20,000以上の もの)		ひょう量1kg以下のもの	3,350	
				ひょう量10kg以下のもの	5,300	
				ひょう量50kg以下のもの	7,800	
				ひょう量200kg以下のもの	10,500	
				ひょう量500kg以下のもの	14,000	
				ひょう量が500kgを超えるもの	14,000	
				加算料(500kg毎に6,900円加算)		6,900
				基準直示天びん		ひょう量2t以下、感量がひょう量の1/4,000以上
		基準分銅	一級基準分銅	表す質量が200g以下のもの	3,200	
				表す質量が200gを超えるもの	7,900	
			二級基準分銅	表す質量が5kg以下のもの	640	
				表す質量が50kg以下のもの	780	
			三級基準分銅	表す質量が50kgを超えるもの	8,800	
				表す質量が5kg以下のもの	480	
		基準分銅のうち、器差検査を省略するもの (計量法第103条第3項ただし書き)	一級基準分銅	表す質量が50kg以下のもの	650	
				表す質量が50kgを超えるもの	7,100	
			二級基準分銅	表す質量が200g以下のもの	1,250	
				表す質量が200gを超えるもの	2,950	
			三級基準分銅	表す質量が50kg以下のもの	330	
				表す質量が50kgを超えるもの	2,350	
		三級基準分銅		表す質量が50kg以下のもの	290	
				表す質量が50kgを超えるもの	1,750	

計量法関係手数料(平成24年4月1日から)

区分	分類	種類(1)	種類(2)	能力	手数料額(円)
六 基準器検査	ハ 面積基準器	基準面積板			4,250
六 基準器検査	ニ 体積基準器	基準ガスメーター		計ることのできるガスの体積が20リットル以下のもの	18,400
				全量0.25m <sup>3</sup> 以下	13,600
				ゲージガラスが1増すごとの加算料	6,800
				全量1m <sup>3</sup> 未満	34,000
		基準タンク		ゲージガラスが1増すごとの加算料	17,000
七 計量証明事業手数料		事業登録			53,800
八 計量証明事業登録証		訂正・再交付			1,750
九 計量証明事業登記簿交付		登録簿謄本交付請求			760
十 計量証明事業登記簿閲覧		登録簿閲覧請求			370
十一 計量証明検査	イ 質量計及び皮革面積計				四 定期検査の項の額の欄に掲げる額
	ロ 騒音計	普通		使用最大周波数が8,000HZ以下のもの	22,700
		精密		使用最大周波数が8,000HZを超えるもの	37,300
	ハ 振動レベル計				32,400
	ニ 濃度計	ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計			93,100
		溶液導電率式二酸化硫黄濃度計			123,500
		紫外線式二酸化硫黄濃度計			92,700
		紫外線式窒素酸化物濃度計			103,700
		非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計			98,200
		非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計			113,500
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計			99,100		
化学発光式窒素酸化物濃度計			105,700		
ガラス電極式水素イオン濃度指示計			25,300		
十二 適正管理事業所指定手数料		指定			2,550
十三 適正管理事業所指定検査手数料		指定に係る検査			7,400

【ご注意】

すべて、1個あたりの金額です。

また、上記の項目の中には、計量器の能力等に応じて料金が加算されるものがあります。

個別の料金についてお知りになりたい場合は、お手数ですが計量検定所までお問い合わせください。